

暴力団追放対策講習会



小坂会長 開会の挨拶



講習会場の様子

近年、暴力団排除機運の高まりと暴力団対策法、暴力団排除条例に基づく強力な施策展開によって暴力団は社会から孤立しつつありますが、合法的な社会経済システムに介入するなど、その資金源活動は社会経済情勢の変化に対応して一層多様化、巧妙化しつつあります。

また、けん銃を使用した凶悪な犯罪や薬物事犯を多数引き起こすなど、暴力団の存在は市民社会、建設業界においては依然として大きな脅威となっている現状です。

こうした暴力団の現状をよく認識した上で、電設業界として不当要求等に屈しない暴力団への対応を継続していくため、「令和4年度 暴力団追放対策講習会」を令和4年10月26日（水）午後2時から姫路・西はりま地場産業センター（じばさんビル）において開催しました。

はじめに「決断の刻 ～闇に引き込まれないために～」と題するDVDで、暴力団の不当要求の手口とそれに対する企業としての対応方法に関する模範例を学び、続いて公益財団法人 暴力団追放兵庫県民センター専任講師の小林 清弘氏から「暴力団情勢及び不当要求対応要領について」と題して講演いただきました。

小林講師は兵庫県警察のOBで、在職中のほとんどを暴力団対策担当の刑事として、特に被疑者の取り調べを担当され、ご活躍されました。暴力団対策に極めて精通されており、豊富なご経験に根ざしたお話をいただきました。

この講習会には、会員企業から73名が出席し、暴力団の現状、暴力団排除条例の意義、不当要求の実態とその対応要領などについて学ぶよい機会となりました。



小林講師